

【飯能まつりにおいて火気器具を取り扱われる皆さまへ】

～火災予防条例による規制が強化されました。第 45 条 (6) 号により届出が必要です。～

- ① 露店等の開設は消防署への届出が必要です。※通常店舗前等で火気使用の営業をされていても飯能まつりは「催し」となりますので届出をお願いいたします。
- ② 消火器の準備が必要です。※住宅用消火器、スプレー式消火器は認められません。
埼玉西部消防組合火災予防条例（平成 25 年 4 月 1 日条例第 38 号）
最終改正：令和 5 年 7 月 31 日条例第 10 号
改正内容：令和 5 年 7 月 31 日条例第 10 号 [令和 6 年 1 月 1 日]

（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第 45 条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

- (1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- (2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

詳細は下記の埼玉西部消防組合火災予防条例をクリックし参照してください↓

https://en3-jg.d1-law.com/saitamaseibu-shobo/d1w_reiki/H425901010038/H425901010038.html